

平成29年度第1回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	平成29年7月6日(木) 午前10時05分～午前10時30分
*場所	教育委員会室
*次第	I 開会 II 議題 1 文京区指定文化財の指定について III 報告事項 1 旧成瀬仁蔵住宅の移築完了について IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、中村ひろ子、藤井英二郎、副島弘道) 事務局(久住教育推進部長、山崎教育総務課長、小松文化財保護係長、川口文化資源担当室長、鈴木文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定文化財の指定について(諮問)

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

胞衣塚碑について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見がございますか。

《委員》(1)の付として追加での名称変更ですが、2-1で追加先の指定文化財、2-2で「付れたり」として追加指定候補の未指定文化財、2-3は諮問の中にどのような名称にするのか書いてありますが、どのような名称になるのかは書かないのですか。名称は「徳川家宣胞衣塚 付 胞衣塚碑」とありますが、員数はどうするのか案がないです。元の名称と付れたり文と追加する文があったら、追加してどうなるというものを作っただけの方が分かりやすいと思います。

《事務局》分かりました。

《会長》これは6月1日付で諮問の文書ですので、今後の審議の中で、新規の名称等を改めて事務局からご提案いただくことでよろしいですか。

《委員》分かりました。

《事務局》補足ですが、胞衣塚の有形民俗文化財として指定されている資料を見ると、当時、員数はないです。この点も改めて2回、3回の審議の中できちんと確認していくという方法を考えています。

《会長》よろしくお願ひします。他にございますか。すでに指定されている胞衣塚の範囲は明示されていますか。

《事務局》当時は柵で囲まれていたみたいですが、今も柵で囲まれています。

《会長》分かりました。他に何かございますか。

《委員》3ページの写真を見ると上に乗っている石は様々ですか。それはどういう経緯ですか。これは調べられているのですか。

《事務局》調べてないです。

《委員》見に行きますか。

《事務局》次回の9月21日に行きます。

《会長》他に何かございますか。

《委員》富士講の関係ですが、軸が3つあり寄託となっています。この場合の寄託はかなり長期に渡って続くのですか。

《事務局》寄託は2年に一度の更新で、その都度、所有者の意思を確認し更新手続をしています。

《委員》2年間の期限を区切っているのは一時的に所在が移動していると思い、こう書いてあるとずっと歴史館にあると思われま。所在地とは、朧衣塚の所在地という意味とこの字句の所在地とは全然違うと思います。所有者と所有者の住所が一番大事で、現在の寄託先や保管先が分かるように書いたほうが良いと思います。説明に何か書かないと一般の方は寄託が譲ってしまったみたいにとれます。例えば、国の機関が文化財を持っている場合、その機関が保管しているとか管理しているという言葉を使うと思います。

《事務局》保管場所のほうがよろしいですか。

《委員》寄託先とか、寄託場所でしょうか。

《事務局》管理者とかはどうですか。

《委員》管理者になると、また管理の責任が出てくると思います。有形文化財は、所有者は必ず決まっていますそれ以外のところで動いていますから、その動いたものを指定の名称のところできちんと明らかにするかどうかということは微妙なところで、例えば一旦どこか違うところに行ったら、またこれを変えなくてはいけないということになります。

《会長》その辺を少し検討していただくことでよろしいですか。

《事務局》はい。

《会長》他に何かございますか。これは付を加えたことによりもう一度所見をしないのですか。例えば朧衣塚は、昭和48年に書かれた議案書で、その後、大名の朧衣容器は江戸では2例あり、島根県松江市で明治に家老屋敷で藩主の娘が産し、その時に朧衣を埋めたものが発掘で出ています。今の観点でやはり評価をしないといけないかもしれません。

《委員》前回の指定から40年ぐらい経っていますね。

《会長》ただ、この昭和48年のままで良いかどうかも含めて検討したほうが良い気がします。同じように富士講関係資料で新たに1枚加わることにより、全体の資料自体の価値が変わってくる場合、それは多少加筆あるいは修正したほうが良いと思いますが、そのようなことはありませんか。

《事務局》富士講の場合は御三幅になる1つが分かったという、それ以上の意味はないです。富士講関係資料は指定しているもの以外に相当数あり、そのうちの一部を指定しているので、例えば今後の調査により追加指定する可能性も充分ありう

ると思われます。今回は1点ですが将来的には場合によってさらに追加指定するという可能性もあるので、今回は1点増えたから全体の位置づけが変わるというものではないです。胞衣塚については、ほぼ資料がない中で考えた場合、胞衣塚本体の書き方よりも胞衣塚碑についてももう少し付け加え、分かることを書いたほうが本体に付を加えることにより価値の置き方が変わってくると思ひます。その辺は付の碑の説明で補っていきたくて思ひています。

《会 長》そこはまた検討していただくとして、他に何かございますか。今日は諮問をお受けし了承することによろしいですか？

(了 承)

《会 長》ありがとうございます。この時点で指定の諮問を受けましたので、次回以降審議していきたくて思ひます。それでは今後の流れについて事務局より説明願ひます。

《事務局》今後の審議の流れについて説明

《会 長》何かご質問等はございますか。よろしいですか。

(な し)

Ⅲ 報告事項

旧成瀬仁蔵住宅の移築完了について

事務局より説明を行った。

《会 長》何かご質問等はございますか。

(な し)

《会 長》それではこれを持ちまして本日は終了とさせていただきます。